

パブリックコメント(意見募集)について

1. 概要

国土交通省が木曽三川で行っている河川の整備は、河川法で定める「木曽川水系河川整備計画」に基づき実施しています。

今回、現河川整備計画の策定から約10年が経過し、近年の自然災害の激化等の時勢の変化や整備計画策定当時は内部検討段階であった整備箇所について、検討結果及び地域の意向を踏まえ、河川整備計画の変更を予定しております。

今回の変更箇所につきまして河川法(第16条の2第4項)に基づき、関係住民のみなさまからご意見を募集します。みなさまからお寄せいただいたご意見につきましては、変更する「木曽川水系河川整備計画」の参考とさせていただきます。

「木曽川水系河川整備計画(変更原案)」につきましては、木曽川水系河川整備計画ホームページ及び国土交通省河川事業を実施する各事務所の他、木曽川水系に関係する長野県、岐阜県、愛知県、三重県の土木事務所(建設事務所)及び市町村にて閲覧できます。

2. 募集期間

令和元年12月16日(月)から令和2年1月28日(火)(郵送・FAXの場合は令和2年1月28日消印有効)

3. 募集方法

ご意見には、ご意見の他、下記の①～③の個人情報についてご記入いただくとともに「木曽川水系河川整備計画(変更原案)」についてのご意見であることがわかるように記載いただけますようお願いいたします。

ご記入いただいた個人情報は、いただいたご意見を整理する目的で利用します。それ以外の目的での利用やホームページなどで公表することはございません。

なお、ご意見をご提出いただく際に生じる郵送や通信に要する費用などにつきましては、ご提出者さまにてご負担いただきますよう、あらかじめご了承願います。

<ご提出時にご記入いただく個人情報>

①お名前、②ご住所、③ご連絡先:電話番号又はメールアドレス

<ご意見の募集方法(ご提出の方法)>

・登録フォームによる募集:木曽川水系河川整備計画ホームページ

URL <http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/kisosansen-plan/index.html>

・電子メールによる募集:意見用紙は、自由様式となります。ご提出時にご記入いただく個人情報をご記入いただき、電子メールアドレス(cbr-kisosansen-plan@mlit.go.jp)にご送信ください。

・郵便による募集:意見用紙に必要事項をご記入いただき、封書にて次の宛先にご郵送ください。

〒500-8801 岐阜県岐阜市忠節町5丁目1番地

木曽川上流河川事務所 木曽川水系流域委員会事務局 宛

・FAXによる募集:意見用紙に必要事項をご記入いただき、FAX番号(058-251-1150)にご送信ください。

<注意事項>

ご意見は、日本語でご記入をお願いします。

募集したご意見に対し、個別回答することはございませんが、当方の考え方と併せ公表する予定です。

募集したご意見は、今回の木曽川水系河川整備計画の変更内容に関するものに限らせていただきます。

期限までに到着しなかったもの、提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当するご意見については無効とします。

・電話及び来庁による口頭でのお申し出のご意見

・ご住所、お名前、ご連絡先のないご意見

・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容、財産及びプライバシーを侵害する内容、著作権を侵害する内容

・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容

・営業活動等営利を目的とした内容

木曽川水系河川整備計画ホームページ

<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/kisosansen-plan/index.html>

木曽川水系河川整備計画についてのお問い合わせは下記まで

国土交通省 中部地方整備局

木曽川上流河川事務所 木曽川水系流域委員会事務局 Tel : 058-251-1125 Fax : 058-251-0549

木曽川下流河川事務所 木曽川水系流域委員会事務局 Tel : 0594-24-5715 Fax : 0594-21-0893



木曽川水系河川整備計画(変更 原案) —概要—

この河川整備計画は、水防災意識社会再構築ビジョンや水防法改正などに基づき実施する新たな取り組みを追加するとともに、長良川遊水地の整備箇所等や下流部における地震・津波対策の具体的な整備目標を明記しています。

なお、河川整備計画による整備期間は、河川整備計画策定時点(平成20年3月)と同じとしております。

今後はその目標達成に向けた河川整備を着実に実施するとともに、気候変動の影響を踏まえた検討を行っています。

令和元年12月

中部地方整備局

水防災意識社会の再構築

変更項目
の骨子

洪水氾濫に社会全体で備えるための取り組みとして、洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加えて、施設能力を上回る洪水等へのハード対策(危機管理型ハード対策)、洪水浸水想定区域の指定、水害リスク情報の共有(住民目線のソフト対策)等を明記

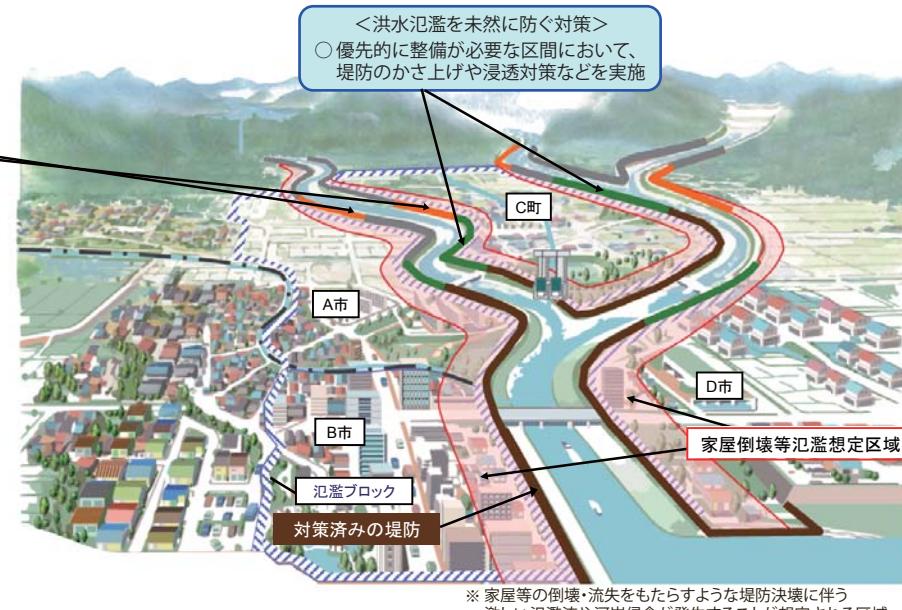
変更の内容

危機管理対策（ハード対策）として実施

越水等が発生した場合に決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう水害リスクや逃げ遅れの危険性が高い区間等において堤防構造を工夫する対策を優先的に実施する。

水防災意識社会の再構築ビジョンの主な対策

○越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進
<被害軽減を図るために堤防構造の工夫(対策事例)>



洪水により決壊した場合の被害軽減を図る機能を維持するため、洪水の拡大を抑制する効果を有する輪中堤等については、当該水防管理者がこれを浸水被害軽減地区に指定するための支援を行う等、関係機関と調整しつつ保全等を図る。



危機管理対策（ソフト対策）として実施

これまでホームページ等で住民に周知している河川の水位や状況等に加え、上流から下流まで連続して洪水危険度を表示し、水位の実況値や予測値をわかりやすく情報提供する「水害リスクライン」を導入する。

<川の防災情報>

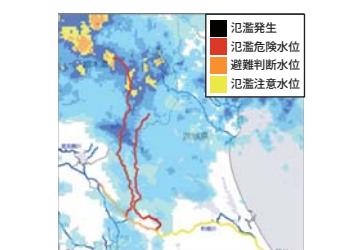
木曽三川の水位・雨量の情報、排水機場やダムの情報などを、リアルタイムで見ることが可能

川の防災情報
(スマートフォン用)

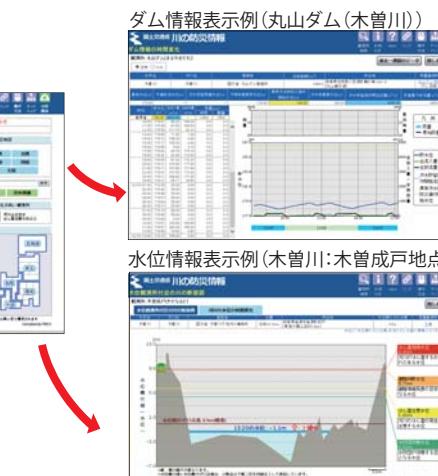


<水害リスクライン>

災害の切迫感をわかりやすく伝えるため、従来の危険度表示から概ね 200 mごとに計算した水位と、堤防の高さとの比較した危険度を表示



水位観測所の水位で代表して、一連区間の危険度を表示



| 凡例 |
|----------------------|
| 危険度 洪水の危険度レベル |
| N 越水・溢水の恐れあり(レベル5相当) |
| 危険水位超過(レベル4相当) |
| 避難判断水位超過(レベル3相当) |
| 氾濫注意水位超過(レベル2相当) |
| 上記に達していない |
| 漫水想定区域図 漫水深 |
| 20.0m超~ |
| 10.0m超~20.0m以下 |
| 5.0m超~10.0m以下 |
| 3.0m超~5.0m以下 |
| 0.5m超~3.0m以下 |
| 0.0m超~0.5m以下 |

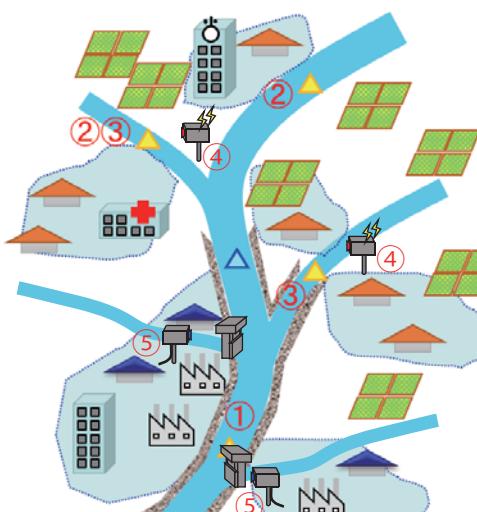
左右岸別、上下流連続的に地先ごとの危険度を表示

洪水時のリアルタイムな水位状況把握に特化した「危機管理型水位計」や「簡易型河川監視カメラ」の設置による監視体制の充実を図るとともに、情報提供の仕組みを構築する。



危機管理型水位計：設置箇所選定の考え方

- ①「堤防高さや川幅などから、相対的に氾濫が発生しやすい箇所」
- ②「氾濫により行政施設・病院等の重要施設が浸水する可能性が高い箇所」
- ③「支川合流部など、既設水位計だけでは実際の水位が捉えにくい箇所」



簡易型河川監視カメラ：設置箇所選定の基準

- ④ 無線式：山間部や支川上流部、県管理区間等
- ⑤ 有線式：河川管理施設(排水機場や閘門等)

危機管理型水位計設置例
(牧田川右岸8.8k)

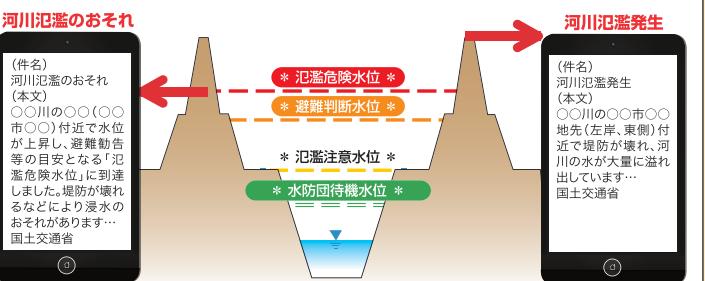


危機管理型水位計設置例
(木曽川左岸4.8k)



従来からの水位標識、サイレン等の地域特性に応じた情報伝達手段を活用するとともにスマートフォン等を活用したプッシュ型で洪水情報等を提供するシステム整備に努める。

洪水情報のプッシュ型配信



対象となる市町村：【愛知県】名古屋市(西区、中川区、港区)、一宮市、犬山市、江南市、小牧市、稻沢市、岩倉市、清須市、北名古屋市、あま市、津島市、愛西市、弥富市、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村
【岐阜県】岐阜市、大垣市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市、本郷市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町

「木曽川上流水防災協議会」「木曽川下流水防災協議会」等を通じて、関係機関が減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行う。

<木曽川上流水防災協議会^{※1}、木曽川下流水防災協議会^{※2}>

今後の気象変動により発生頻度が高まる予想される施設能力を上回るような洪水・高潮に対応するため、河川管理者、県、関係市町村等が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するために設立した組織です。

※1 河川管理者：木曽川上流水河川事務所 他3事務所、県：岐阜県 他6事務所、愛知県 他3事務所、市町村：岐阜市 他38市町村、气象台：岐阜地方气象台、他1団体、陸上自卫队第35普通科连隊、水防组合、管理者：木曽川右岸地帯水防组合、他7団体(民間企业及び独立行政法人を含む)

※2 河川管理者：木曽川下流水河川事務所 他1事務所、県：三重県桑名地域防災総合事務所 他1事務所、爱知県尾張県民事務所 他1事務所、岐阜県西濃県事務所 他1事務所、桑名市民安全部 他15事務所、气象台：津地方气象台 他2団体、(独)水资源机构中部支社事業部



木曽川上流水防災協議会(岐阜ブロック)
(令和元年5月10日)



取り組み事例紹介：一宮市長
(令和元年7月11日)
木曽川上流水防災協議会(愛知ブロック)



木曽川下流水防災協議会
(平成30年6月9日)

高潮浸水想定区における被害を軽減するため、「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」、「木曽三川下流部広域避難実現プロジェクト」を活用して情報提供等の避難救助活動支援を行う。

<東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会>

国^{※1}、地方自治体^{※2}、施設管理者等^{※3}による計画規模や現況施設の整備水準を超える規模の高潮・洪水が発生し、大規模浸水が生じた場合の被害を最小化するための危機管理行動計画策定に向けた地域協議会です。

※1：国土交通省中部地方整備局 他13団体 ※2：岐阜県 他18団体
※3：日本赤十字社愛知県支部 他17団体(民間企業含む)



第1回作業部会全体会議



高速道路搬入訓練の様子



図上訓練の様子



水のう設置訓練の様子



取り組み事例発表
(名古屋地方气象台長)



取り組み事例発表
(木曽川下流水河川事務所長)



自宅の位置や避難判断の自己基準などを指定していくことで避難のタイミングや判断基準が適切であるかシミュレートできます。

大規模水害や広域的な災害等が発生した場合は、TEC-FORCE等が実施する、発災直後からの被害状況調査や排水ポンプ車、照明車、対策本部車等による災害支援等の強化を図る。

※TEC-FORCE:Technical Emergency Control FORCE(緊急災害対策派遣隊)



TEC-FORCEによる
被災状況調査
(令和元年
台風第19号被災地)



排水ポンプ車による
排水作業
(平成30年7月豪雨)
根尾川花田川排水機場
：岐阜県揖斐郡大野町)



TEC-FORCEによる
被災状況調査
(令和元年
台風第19号被災地)



照明車による
夜間作業支援
(平成30年
北海道胆振東部地震)

重要水防箇所等の洪水に対しリスクが高い区間について、平常時及び出水後の状態を共有し、地方公共団体、水防団、自治会等との共同点検を確実に実施する。



重要水防箇所共同点検
(愛知県一宮市内)



水防団(消防団)、地方自治体との
合同操作訓練事例
(勝山陸閘：岐阜県加茂郡坂祝町)



河川の合同巡視
(長良川羽島防災船着場)



水防団(消防団)、地方自治体との
合同点検事例
(塩田橋陸閘：岐阜県大垣市)

水防資器材の備蓄、水防工法の普及、水防訓練の実施等を関係機関と連携して行うとともに、平常時からの関係機関との情報共有と連携体制を構築するため、水防協議会等を通じて重要水防箇所の周知、情報連絡体制の確立、防災情報の普及等を図る。



水防工法事例：籠止め工



水防工法事例：積土のう工



水防工法事例：屏風返し工



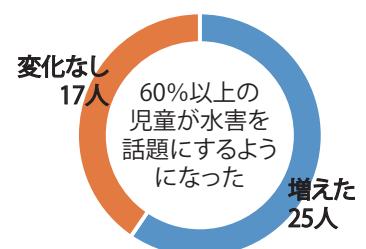
水防工法事例：杭打ち積土のう工

学校教育現場における防災・減災教育の取り組みを推進するために、教育委員会等に情報提供するなど支援する。

防災・減災教育教材のイメージ



岐阜県内にある防災教育を行った小学校4年生の保護者を対象に実施したアンケート結果[回答者数:42人]



- 天気予報を見るようになった(20人)
- 天気予報やニュースを題材に話すようになった(16人)
- 防災訓練などの地域の行事に関心を持つようになった(7人)
- 川の水位を気にするようになった(7人)

住民が日頃から河川との関わりを持ち親しんでもらうことで防災・減災知識の普及を図るために、河川協力団体等による河川環境の保全活動や防災・減災知識の普及啓発活動等の支援に努める。



地域住民参加の防災訓練での防災啓発活動事例
(愛知県稻沢市)



地域住民参加の防災訓練での防災啓発活動
(岐阜県加茂郡坂祝町)



イベント参加による防災啓発活動事例
(138タワーパーク防災デー)

良好な自然環境の保全・再生及び魅力ある水辺空間の創出

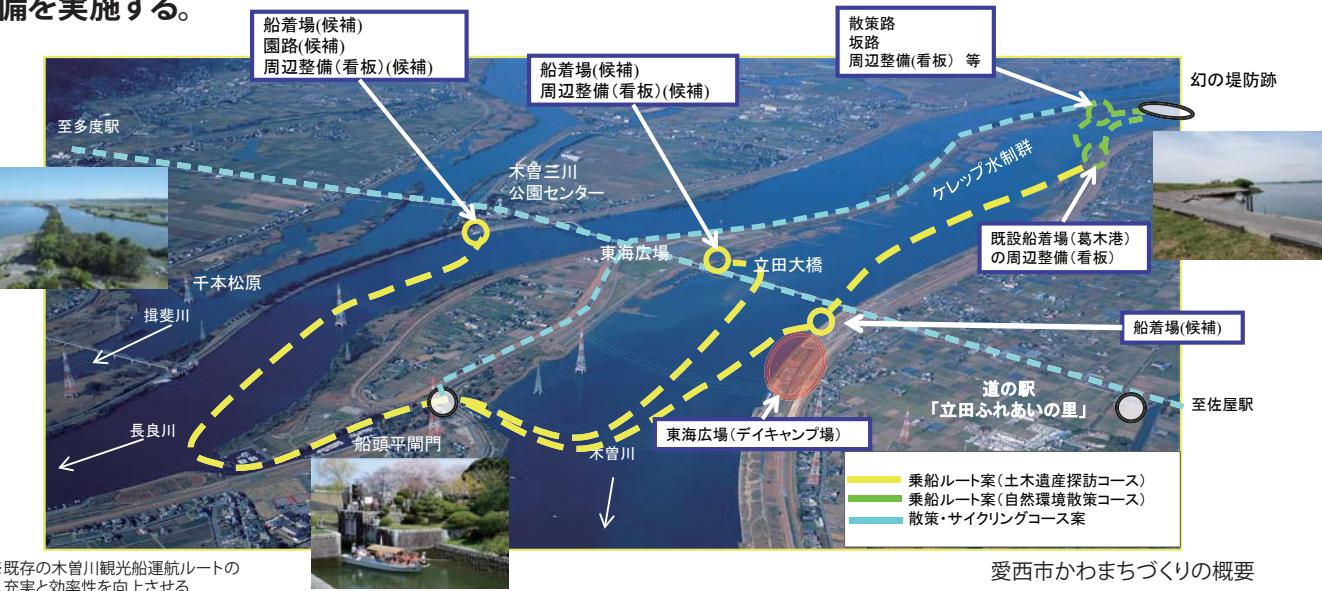
変更項目の骨子

良好な自然環境の保全・再生や、魅力ある水辺空間を創出するだけでなく、地域と一体となって創出した貴重なオープンスペースを整備、活用していくことで、観光振興、地域活性化に貢献するとともに、自然環境の将来に向けた持続性を高めていくため、川と地域社会の関わりについて深めていく取り組みを進めていくことを明記

● 変更の内容

川と人とのふれあいの増進

「愛西市かわまちづくり」をはじめ、8地区に即して河川管理者が市町村等の推進主体と連携してかわまちづくり計画を策定し、その計画に即して、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を実施する。



地域と連携した取り組み

- 平成25年6月に公布された「水防法及び河川法の一部を改正する法律」に基づき指定している「河川協力団体」を河川管理のパートナーとして、充実したコミュニケーションを図り、互いの信頼関係を構築することで、その活動を促進し、地域の実情に応じた河川管理の充実を図る。
- 希少種の保護等を目的に平成27年1月に設立した「木曽三川流域生態系ネットワーク推進協議会」を活用し、木曽三川流域における生態系ネットワークの実現に向けて、関係機関が連携して流域一体の取り組みの推進を図る。



清掃活動事例
(特定非営利活動法人長良川環境レンジャー協会)



イタセンパラ



地域の川で生き物さがし事例
(特定非営利活動法人e-plus生涯学習研究所)



木曽三川流域生態系ネットワーク推進協議会

木曽三川流域エコネット応援団

長良川遊水地

変更項目の骨子

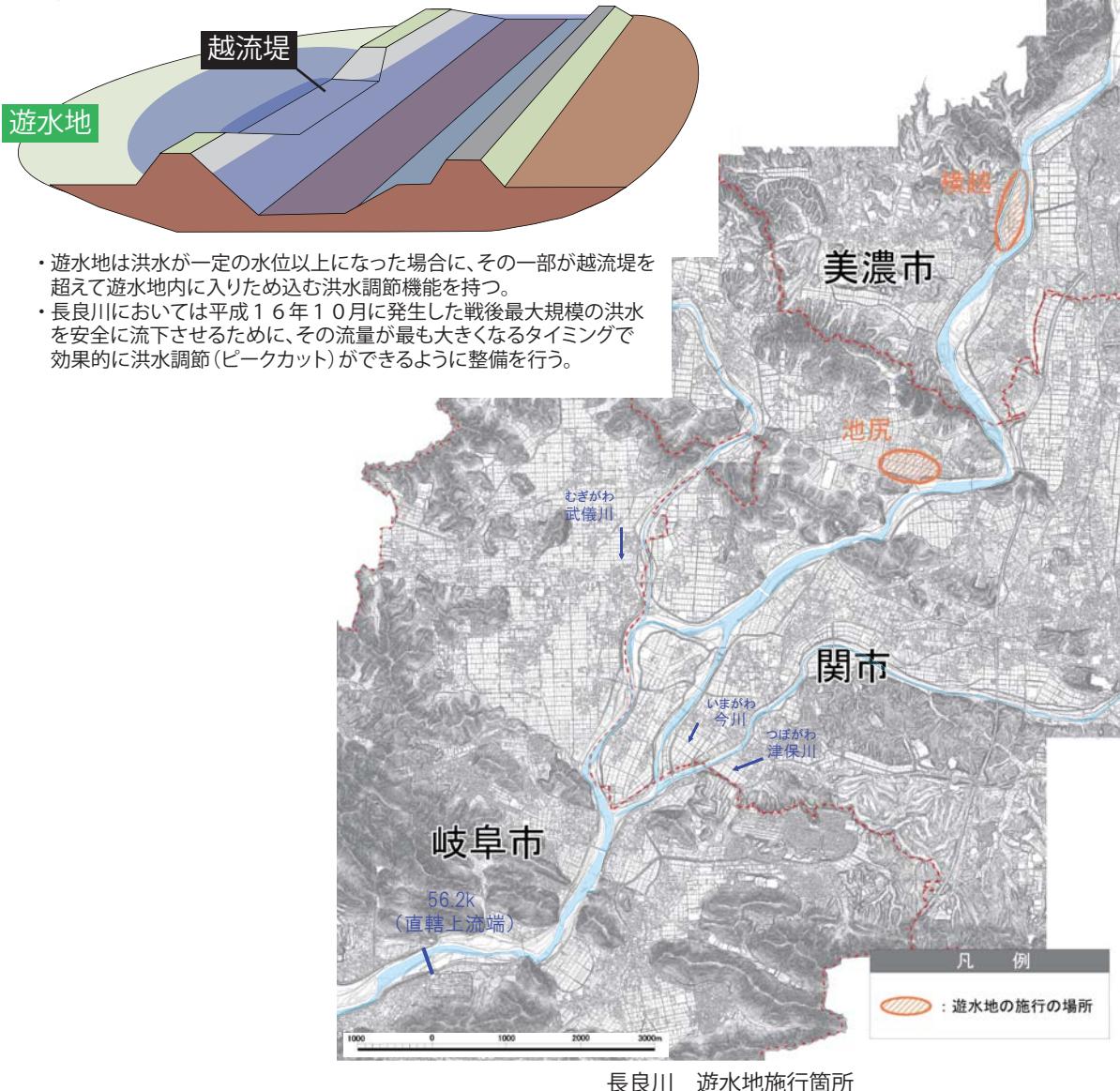
長良川において、戦後最大規模の洪水（平成16年10月洪水）を安全に流下させるため、現行の河川整備計画策定時点（平成20年3月）では内部検討段階であった長良川における遊水地整備について、その後の事業効率や地域の意向についての検討を踏まえた事業箇所を具体的に明記

● 変更の内容

水位低下対策として実施

- 長良川における戦後最大規模の洪水に対して約200m³/sの流量を低減させるため、横越地区と池尻地区に地域住民の意向を踏まえつつ、岐阜県をはじめとする関係機関と十分な調整・連携を図り、遊水地と当該地域において必要となる河川整備を行う。
- 整備においては、動植物の生息・生育・繁殖環境等への影響の低減に努め、既往の洪水に対する当該地域の浸水被害軽減や平常時の土地利用のあり方に配慮する。

遊水地イメージ



地震・津波に対する安全性の強化

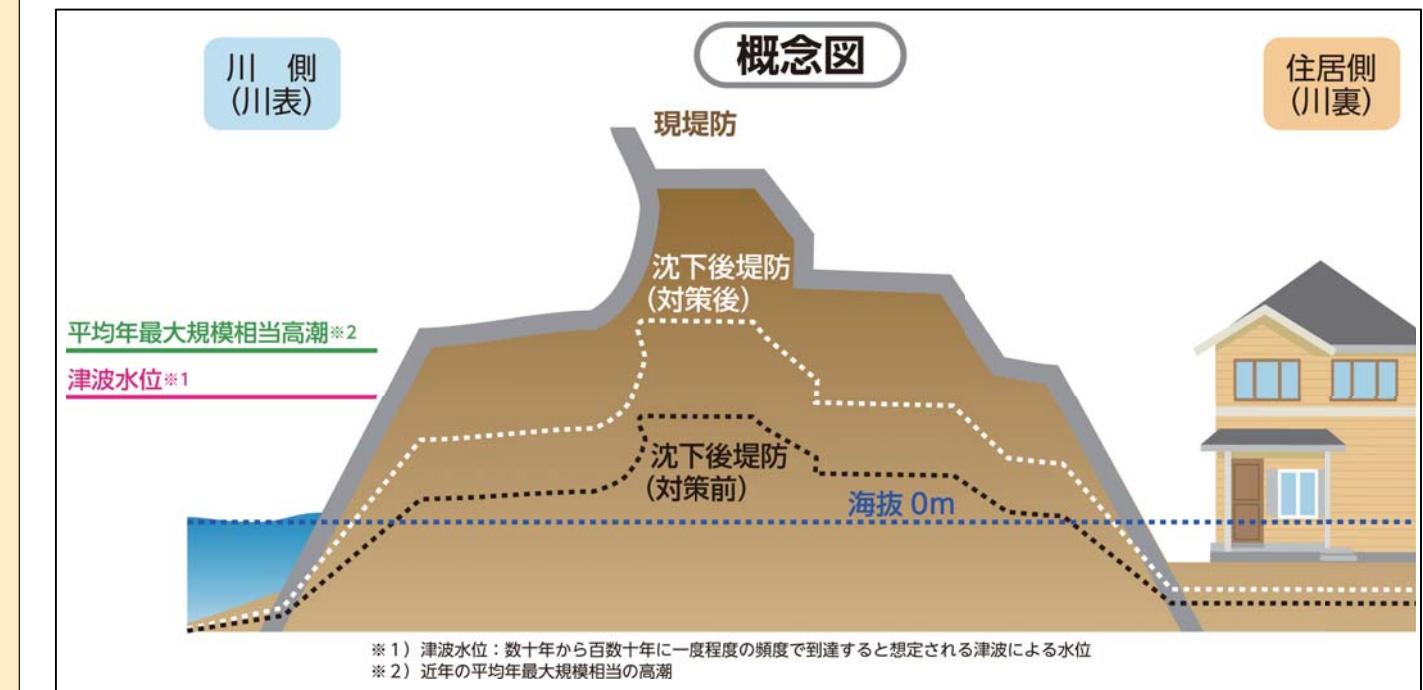
変更項目の骨子

河川整備計画を策定した平成20年3月の段階では、耐震性能照査が未了であったため、具体的な整備目標を明記していなかった。今般、東北地方太平洋沖地震で得られた知見等を踏まえた最新の耐震性能照査指針による照査が完了したため、今回の変更では地震・津波対策の具体的な整備目標を明記

● 変更の内容

堤防強化対策として実施

今後考えられる最大級の地震による液状化等で堤防の沈下等が生じた時に、近年の平均年最大規模相当の高潮での浸水による被害及び施設計画で対象としている津波による被害の防止・軽減を図る。



地震・津波対策概念図



地震による堤防被災例(平成7年1月 波門川)



地震・津波対策の施工イメージ

河川整備計画について

河川整備計画には、

| 1. 河川整備計画の目標に関する事項 | 2. 河川の整備の実施に関する事項 |
|--------------------|---|
| 30年後の河川整備の目標を定めます。 | 30年間の具体的な整備の内容を定めます。 ・河川工事の目的、種類、施行の場所 ・当該工事による河川管理施設の機能の概要 ・河川の維持の目的、種類、施行の場所 |

が定められます。

整備計画の対象区間・対象期間

対象区間

大臣管理区間、並びに本計画の目標の達成に必要な施策を講じる必要がある県管理区間及び流域とします。

対象期間

整備目標に対し河川整備の効果を発揮させるために必要な期間として概ね30年間とします。



河川整備計画の変更に向けた手続きの流れ

